

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第399回

令和3年3月23日（火）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第399回 議事録

1. 日時

令和3年3月23日（火） 10:00～11:48

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室B、C、D

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山形 浩史 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

小澤 隆寛 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム チーム員

永井 正雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

有田 隆也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

田邊 翔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

石井 敏満 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

尾崎 憲太郎 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

三菱原子燃料株式会社

富永 康修 東海工場 取締役執行役員 工場長

菊川 明一 東海工場 取締役執行役員 副工場長

東海工場 生産管理部 部長

山川 比登志 安全・品質保証部長

草間 誠 安全・品質保証部 安全法務課 課長

寺山 弘通 安全・品質保証部 主幹

島 直之 東海工場 生産管理部 副部長

		東海工場	生産管理部	設備技術課	課長
手島	英行		燃料・炉心技術部	副部長	
中島	勲	東海工場	生産管理部	主幹	
中山	喜実男	東海工場	生産管理部	主幹	
深田	聖	東海工場	生産管理部	設備技術課	主幹
川俣	健一	東海工場	生産管理部	設備技術課	主査
中村	講夫	東海工場	生産管理部	設備技術課	主査
秋野	恭平	東海工場	生産管理部	設備技術課	主務
永利	修平	東海工場	生産管理部	設備技術課	主務
小川	洋樹	東海工場	生産管理部	設備技術課	主務

原子燃料工業株式会社

伊藤	卓也	執行役員	品質・安全管理室長		
菊池	恒臣	熊取事業所	副所長		
藤原	徹	熊取事業所	担当部長		
柿木	俊平	熊取事業所	環境安全部	安全管理グループ	参事
岡田	卓也	熊取事業所	環境安全部	安全管理グループ	参事
小野	慎二	熊取事業所	設備管理部	設備設計グループ	長
鹿目	瞬	熊取事業所	環境安全部	環境管理グループ	技師
藁谷	隆司	熊取事業所	設備管理部	主幹	
井上	清志	熊取事業所	設備管理部	工務グループ	参事
上村	仁	熊取事業所	設備管理部	主幹	
松井	隆典	熊取事業所	設備管理部	設備設計グループ	技師
澤田	博司	熊取事業所	設備管理部	設備設計グループ	参事

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂	吉英	常務取締役	リサイクル燃料備蓄センター長		
青木	裕	取締役	技術安全部長		
白井	茂明	東京事務所長	兼	キャスク設計製造部長	
三枝	利家	品質保証部長	兼	安全審査担当	
白井	功	貯蔵保全部長			
杉山	慎太郎	貯蔵保全部	貯蔵保全担当		

伊藤 努	企画総務部	企画グループマネージャー
佐々木 淳	貯蔵保全部	貯蔵グループマネージャー
千葉 一憲	技術安全部	技術グループマネージャー
石毛 康文	品質保証部	品質保証グループ主任
齊藤 慎二	東京事務所長代理	兼 貯蔵保全部 設工認担当
竹内 雅之	貯蔵保全部	土木・建築担当
小野 良典	キャスク設計製造部	キャスク開発担当
寺山 武志	貯蔵保全部	土木・建築担当補佐
工藤 貴志	キャスク設計製造部	キャスク設計製造グループマネージャー
古谷 賢	キャスク設計製造部	キャスク設計製造グループ 課長
渡辺 一敬	キャスク設計製造部	キャスク設計製造グループ 課長
森 一博	貯蔵保全部	保全グループ 副長

4. 議題

- (1) 三菱原子燃料（株）（加工施設）の新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請について
- (2) 原子燃料工業（株）熊取事業所（加工施設）の新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請について
- (3) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃焼備蓄センターの設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

- 資料1 新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（7次申請）
- 資料2 新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（第5次）
- 資料3 リサイクル燃料備蓄センター設工認申請について

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第399回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は三つありまして、一つ目は、三菱原子燃料の新規制基準に係る設工認申請

について、二つ目は原子燃料工業熊取事業所の新規制基準に係る設工認申請について、そして三つ目は、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの設工認申請についてでございます。

本日も新型コロナウイルス感染症の対策のため、テレビ会議システムを利用しております。最初に、テレビ会議システムでの会合における注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

本日もテレビ会議システムでの開催ということで、これまでどおり説明者は名前と資料番号、それからページ数をしっかり明確にして説明してください。

また、資料は必要に応じてモニターに映すなどして分かりやすい説明に心がけてください。

以上です。

○田中委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。

最初の議題は、三菱原子燃料の新規制基準に係る設工認申請についてであります。

規制庁のほうで申請書の確認を進めているところですので、現時点において確認した内容で御意見、御質問をお願いいたします。

○有田チーム員 規制庁、有田です。

それでは、まず、三菱原子燃料の7次設工認の審査について、これから確認する論点として、うちのほうから三つの論点を説明したいと思います。

一つ目の論点ですが、まず、設工認の申請の進め方についてなんです、こちらについては令和2年9月30日の規制委員会の資料3ということでまとめておりまして、この資料の一部に審査の視点等が同様のものは一体として審査し、分割して申請される場合には先行する審査内容を踏まえて、審査が重複しないこととしております。

これを踏まえまして、今回の7次設工認の申請内容において、先行申請と重複しない今回初めて出てきた、申請された設計としてどのようなものがあるか、本日の配付資料に基づいて説明をしてください。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

ただいまの御質問について御回答申し上げたいと思います。

資料のほうは資料の1を用いてございます。ただいまの御質問ですけれども、ページが

右下に打ってございますけれども、101ページのほうを御覧ください。

当社の場合、事業許可に基づく設工認申請というものは、これまで1次から6次、それと今回を含めて7回に分けて分割申請してございます。今回の申請は最後の申請である第7次申請というものになってございます。

ただいま御質問いただいたところですが、新規の案件は何ですかというところですが、事業許可、並びに加工施設の技術基準に基づく安全設計というものにつきましては、従来から申請書の中に、安全設計に対して設計番号を付与してございます。これまでの各申請回数で申請した設計番号、これを整理したものを申請書のほうにも添付してございますけれども、そちらでどういう設計をしてきたかというところを整理してございます。

具体的な事例としましては、102ページのほうを御覧ください。こちらのほうに一例を示してございますけれども、こちらの表の見方としましては、縦軸に加工施設の技術基準の条項、横軸にこれまでの1次から7次の申請におきまして、どういう安全設計を講じてきたかというところで、設計の番号を記載してございます。

横で比較した場合、同じ行に示してあるのは同じ設計内容ですというところで整理をかけてございます。今回の7次申請におきまして、新たに初めて登場するものは何かというところを見ていただくと、従来、設計番号が入っていないで、7次申請で初めて設計番号が付与されているというところが、今回新たに申請するという新規の案件になってございます。

具体的には、結果としまして、建物関係と設備関係を分けて整理をかけてございますけれども、建物関係につきましては今回の申請で4件、設備関係では46件が新しい設計番号として付与しているというところでございます。

続きまして103ページをちょっと御覧ください。今、御説明しましたように、設計番号でどういうものが新たに出てきているかというところはお示ししましたけれども、その新しい設計がどの申請対象機器に該当しているのかというのを整理したものを、103ページにお示ししてございます。

こちらのほうは、縦軸に申請対象の建物であったり、機器名であったりを示してございます。横軸におきましては、加工施設の技術基準の条項で整理してございます。色をつけたところが、新たに登場する設計番号で、これはマトリックスが組んでありますので交差するところが新たに対象となる設備機器というふうに分かるように整理してございます。

説明は以上となります。

○田中委員 いいですか。

はい、どうぞ。

○有田チーム員 規制庁、有田です。

ただいまの説明で、何が新規に当たるのかを整理されている、事業者として、事業者の考えとして整理されていることは理解いたしました。

今後の審査におきましては、いろいろあるんでしょうけど、まずは、この、先ほど説明のあった初めて申請されたもの、これについて重点的に事実確認を進めていきます。

続きまして、二つ目の論点に移ります。

二つ目ですが、今回の申請は、先ほど事業者のほうから説明もあったとおり、事業変更許可申請書に基づく設工認の分割のうち最後の申請となります。そのため、今回の申請では、これまでの申請で、これまで認可してきた設工認申請での審査の観点に加えて、次の三つの観点から審査を進めてまいります。

まず一つ目、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物、設備・機器、これらが全て申請されていること。二つ目、加工施設全体が事業変更許可申請書に記載された設計方針に従ったものであり、かつ技術基準に適合するものであることが適切に評価されていること。そして三つ目として、先行申請して認可されている設工認について、本申請と設計上の不整合が生じていないか、これら三つについて最後ということで見えていくことになります。

この論点について、事業所のほうでどのように管理した上で申請がなされているのか、本日の資料に基づいて説明をお願いします。

○三菱原子燃料株式会社（山川部長） 三菱原子燃料の山川でございます。

ただいまの御質問、3点ございましたけれども、順番に御説明したいと思います。

まず、105ページのほうを御覧ください。

こちらのほうに整理してございますけれども、今回が最後の申請であるというところを踏まえまして、一つ目の御質問ですね。事業許可に基づく設工認として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されているかというところを確認してございます。

具体的にどのように確認したかというところですが、設工認の申請書に我々、累積表と呼んでございますけれども、縦軸に事業許可でお約束した設工認対象となる施設、

横軸にこれまでの申請という形で、どの施設がいつ申請されたかというところを漏れなく整理してございます。

その一例を、106ページのほうを御覧ください。そちらのほうに一例をお示ししてございますけれども、先ほど申しましたように、縦軸に申請対象、横軸にそれらを何次申請で申請したかというところでマーキングしまして、今回の場合、ちょっと色づけをしまして、分かりやすく整理してあるというところでございます。

これを用いまして、対象機器が全て何次申請でされたかというところを整理してあるというところでございます。

説明は以上となります。失礼しました。

一つ目の質問につきましては、以上のおりでございます。

続きまして、二つ目の御質問ですけれども、加工施設全体が事業許可に記載された基本設計方針に従ったもので、加工施設の技術基準に適合していることということに関する説明ですけれども、同じく105ページのほうに整理してございます。

これまで多種の申請対象がございましたけれども、これらが事業許可の基本方針に基づいているということにつきましては、申請書の中に添付書類として事業許可との対応という項目として整理してございます。

具体的には、事業許可の基本方針を、まず事業許可の基準規則の条項ごとに整理したものを添付してございます。さらに、その基本方針と申請対象機器、これらの対応についても整理しているものがございます。

具体例としましては、資料の107ページのほうを御覧ください。こちらの107ページにお示ししたのは、まず、事業許可でお約束しました基本設計方針、これにつきまして事業許可の基準規則の条項ごとに整理してございます。

今、おつけしている資料としましては、第2条の臨界防止に関するところは、こういうことを許可で基本方針としてうたっているというところを整理したものになってございます。同じく、第4条の閉じ込め機能に関するところも、こういう形で同じく許可の要求事項を整理しているというところで、全条項にわたって整理したものを申請書のほうに添付してございます。

続きまして、108ページのほうを御覧ください。ただいま説明したのは、許可の基本方針というものを一例にして、それらの基本方針が申請対象機器に対しましてどれに該当しているかというところを整理したものが108ページの表になってございます。

こちらもお例をおつけしてはいますが、こちらは縦軸に申請対象、横軸に各条項をお示ししてございまして、各建物並びに設備が、先ほどお示ししました事業許可の基本方針のどれを受けているかというところを網羅的に整理したようになってございます。こちらのほうで全体を整理しているというところでございます。

こちらの形で、まず、許可の基本的設計方針をきちんと受けているかというところを整理してございます。

続きまして、加工施設の技術基準にきちんと適合しているかというところですが、こちらにつきましては、申請書の適合説明書のほうで個別に、各技術基準の条項ごとに、その安全設計が適切であるということを説明してございます。

また、設工認の申請書の添付書類の中に、我々、星取表というものをおつけしてございます。こちらは、縦軸に申請対象、横軸に技術基準の条項、並びにその技術基準の条項に対応する設計番号という形でマトリックスを組んで整理したものを準備してございます。

こちらの表につきましては、具体例を109ページのほうに一例をお示ししてございます。この中で、各申請対象の機器が、どの条項で、どういう安全設計をしているのかというところをマーキングすることによって、全体像を示しているというところになってございます。

今回お示したところは、記号以外に色づけをしまして、どの申請回次でその安全設計について申請したかというところを網羅的に色づけして分かるように整理してございます。

以上が、二つ目の御質問に対する回答となります。

最後に三つ目の御質問で、先行申請で認可された設工認と、本申請との間で、設計上の不整合が生じていないことというところを整理したものを、ページの110ページのほうに整理してございます。

これまで私ども、1次から7次という形で分割申請してございますけれども、その中で設計進捗によって一部設計を変更しているものもございます。そちらについては変更したものにつきましては、全体で6件の設計の変更を行っているというところで、110ページにお示ししておりますけれども、そちらに示す6件について設計変更を行っている。

ただし、それらにつきましては、許可の基本方針に基づいているというところと、技術基準に適合していると。並びに先行申請で認可された安全機能への影響はないかということを確認してございまして、設計上の不整合はないというところを整理してございます。

説明は以上となります。

○田中委員 よろしいですか。はい。

○有田チーム員 規制庁、有田です。

管理方法の説明については、ただいまの説明で理解いたしました。

今後の審査についてですが、今の管理方法に基づいた内容、結果として今回の申請が出ていると思うんですけど、この申請がちゃんとただいまの管理方法に基づいて適切になされているのかについて、これから今後事実確認を進めていきたいと思います。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

最後になりますけれども、今回、最終設工認、7次設工認ということ、7次申請ということで最後になります。我々のほう、申請いただいて、申請書の中身、これ、詳細はこれからになりますけれども、ざっと確認してございます。

これまで我々のほうから指摘、コメントさせていただいた内容が適切に反映されているかという観点で確認をまずしましたけれども、大まかなところ、大きな反映漏れはないというところは確認できております。

ただ、今まで、6次設工認でも、最後のところで申請書全体を見渡したときに記載の不整合があったりとか、評価結果を違うもの、評価結果をつけてしまっていたりというような軽微なものでございますけれども、本文に影響するようなところも幾つか確認されて補正申請を繰り返したという状況が最後にありましたので、いま一度、申請書全体をきちんと点検していただいて、品質管理の徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○三菱原子燃料株式会社（富永工場長） 三菱原子燃料の富永でございます。

ただいま御指摘いただきました点、我々として抜けがないように、誤字脱字もないように、最終的なところで確認しつつコメント等、適切に反映させていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中委員 ほか、よろしいですか。

よろしければ、ちょっと私のほうから最後に一言申し上げたいと思いますが、本申請は新規基準に適合した事業変更許可申請書に基づく設工認の分割申請のうち、最後の申請になりますので、事務局は建物・構築物及び設備・機器等に申請漏れがないことの確認も含め、本日の審査会合で確認しました最後の分割申請で確認する事項について、しっかりと事実確認を進めてください。

今後につきましては、新たな論点等がありましたら、また議論をしたいと思います。

それでは、議題の1をこれで終了いたします。

ちょっとここで出席者の入れ替わりがありますので、少し中断いたします。

(休憩 三菱原子燃料退室 原子燃料工業入室)

○田中委員 それでは、再開いたします。

二つ目の議題は、原子燃料工業熊取事業所の新規制基準に係る設工認申請についてであります。

規制庁のほうで申請書の確認を進めているところですので、現時点において確認した内容で御意見、御質問をお願いいたします。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

原燃工熊取事業所の設工認ですけれども、先ほどMNFでもありましたけれども、こちらの原燃工熊取のほうも、新規制基準に基づく設工認ということで、前半申請という事業許可に基づいて前半、使わない施設は後半と分けてございますけれども、前半部分については最終の設工認申請になります。

事業者の説明資料のところで、今の現在の状況をちょっと確認したいんですけども、ページで言いますと一番最後のページになります。

こちらのほうで設工認申請の予定ということで65ページになりますけれども、示されてございますけれども、今回5次申請、今、4次申請のところを見ていただくと、第2加工棟だとか第5廃棄物貯蔵棟ですか、辺りの建物で一番下の設備・機器というところが第4次設工認の審査のしているところでございます、先行しているものが、まだ認可できていない状況で、最終段階に来ているとはいえ、そういう状況のものでございます。

第5次設工認の申請書を確認させていただいて、多くの記載の修正が必要だというところが現時点において確認されてございますので、その内容についてこちらから、まず説明させていただきたいと考えています。

第2加工棟、第1加工棟のほうはそれよりも、前回よりも前の申請になりますけれども、そういうところでの不整合が生じている点。あと、事業許可との記載との不整合が生じている点というところを、順を追って確認させていただきたい、説明させていただきたいと思います。

まず、第2加工棟からお願いします。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

本日の審査会合資料の2ですね。こちらの22ページからになりますけれども、これ先行

申請の第4次設工認申請でも申請が出ております第2加工棟の設計について、これまでに確認している点をお伝えします。

先行申請の第4次設工認申請書では、多くの記載漏れとか確認されておりました。今回、この22ページからの第5次設工認申請書の設計資料には、下線部が引いておりますけれども、その下線のない部分、既に4次で申請中の部分に確認された不備といたしませんか記載漏れ等がありまして、第5次の申請書を審査するに当たって、取合いといたしますか、前提条件がいろいろ影響するという状況でございます。

まず、1点目でございますけど、全体で第2加工棟について確認された不備は3件、お伝えします。資料でいいますと、この2番の35ページですね。ここに第2加工棟の溢水による損傷防止の設計の対象となる地下ピット、それから大型の搬入口扉の記載がありますけれども、ここの構造とか強度について申請、記載漏れが発生している状況です。

ここの部分の設計については、3月11日の第4次設工認の3回目の補正で記載されましたけれども、各建物の、これ4階建てになってはいますが、各階と、それからその中の部屋の溢水水位の基準となる床レベルについては、依然として記載されておられません。

このため、第5次の設工認でその中に設置する設備・機器の溢水防護設計において、核燃料物質を没水水位より高い位置で取り扱うとした設計を確認するための基準が明確になっておりません。

それから2点目ですけれども、これは申請書の24ページにちょっと戻りまして、臨界による損傷の防止の設計についてです。ここも今、臨界安全管理上の領域を区分するという事で、臨界隔離壁としていた大型搬入口扉の記載がございますけれども、ここを第4次設工認を途中で設計変更して、開口部として取り扱うというふうに変更がされております。第5次設工認申請書における複数ユニットの評価では、これを説明していただく必要があるという状況でございます。

それから3点目でございます。これは申請書の22ページです。ここに、ちょうど真ん中辺ですが、機器の名称ですね。管理番号、括弧の中でいろいろ8000番台の数値が振っていますけれども、この中に、第5次設工認で確認していきますと、これ最終ということで全部出ているはずなんですけど、加工事業変更許可申請書に記載されている発信機の申請がされていないという状況でございます。

許可からの変更点を説明した書類にも、この点が記載されていないということが、4次の段階からですけれども確認されていて、5次の段階でも今、申請されていない状況にご

ざいます。

第2加工棟について、主なものを今現在までに3点確認されています。

それから第5次設工認申請でもう1点、本日の資料には添付はございませんけれども、連続焼結炉において可燃性ガスが爆発した際の圧力逃がし機構が申請されているんですけども、その設計条件となる爆風圧力や、それから圧力逃がし機構の作動圧力が、申請書において具体的に記載されておられません。機能、性能に係る設計について記載不足が生じているという状況です。

今、設備については、取りあえず1点確認されています。

引き続きまして、第1加工棟の設計についてお伝えします。

○田邊チーム員 規制庁の田邊でございます。

続きまして、今話にありましたとおり、第1加工棟の設計について指摘させていただきます。第1加工棟については、本日の資料には添付されてございませんが、第3次設工認として先行申請し認可を受けたものでございます。

こちら、今回の第5次設工認の中で仕様が今回変更されていて、消火栓の管理番号の変更であったりとか、あと附属設備、一部の扉ですね。こちらが仕様表で追加されているといったように、あとは第5次設工認で申請対象となっていない、いわゆる下線を引くべきところに引かれていない、そういった点が何点か確認されてございます。

以上が、第1加工棟についての論点に対してでございます。

引き続きまして論点の2番目でございます。許可との整合性についてということです。

認可基準の一つであります許可への整合性、適合性についても不整合が確認されております。審査会合資料の最初の1ページ目のところでも記載されておりますが、2月9日付で加工事業許可の変更の届出がなされてございます。こちらで後半申請で適合確認を受ける計画としている第1ラインの設備・機器、こちらのうちの一部の搬送設備ですね、こちらが今回の資料には記載されてございませんが、申請書の224ページの複数ユニットの配置全体図に、こちらの中に前半申請となる第5次設工認に含まれた記載となっております。

これは2月9日に届け出た変更後の加工事業許可における工事の計画と不整合があるものでありまして、原子炉等規制法第16条の2、3項の第1号で規定する設工認の認可基準に適合しないものと確認されます。

以上が2番目の論点であります許可との整合性がなっていないといった点でございます。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

今、確認できているというような記載の不備等を、こちらから、まず、大まかなものですね、建物であれば第2加工棟、第1加工棟であったり、あと事業許可の変更届出の内容であったりというところを御説明させていただきました。

これは第4次設工認の申請がまだ認可していなくて、補正申請なされている段階で、もう一度、さらにもう一回補正申請が予定されていると思いますけれども、そういう状況で第5次設工認が出て申請されたということで、そのこのところの部分の水平展開がなされていない状況が多く含まれているというのは、こちらも認識してございますけれども、このような不整合が生じている点について、今後、第5次設工認の申請に対して、事業者としてどのように対応していくのかというところを御説明をお願いします。

○原子燃料工業株式会社（伊藤室長） 原子燃料工業の伊藤でございます。

ただいま御指摘いただいた論点、二つございますけれども、一つは第2加工棟、それから第1加工棟における記載の不備に関する点、それから二つ目が事業許可との不整合に関するところ、これ2点、今論点として御指摘いただきました。

まず、我々といしましては今、第5次設工認に先立つ第4次設工認の認可を、まだ頂いていないという状況でございます、先ほど小澤さんが御指摘されましたように、近々にこの第4次設工認の補正を予定しているところでございます。

この第4次設工認の中で、先ほど御指摘いただきました第2加工棟における記載の不備に関しましては、これらを全て適正に反映いたしまして最終的な補正とさせていただく予定で、我々、ただいま準備を続けているところでございます。

また、第1加工棟につきましては、これは第5次申請の補正の中で吸収する必要があると考えておまして、これも併せて準備を進めてございます。

それから論点の二つ目で御指摘いただきました複数ユニットに関する施設のところに、後半申請に含めるべきものが入っているという点でございますけれども、これは記載として、我々、不適切な記載があったというふうに認識してございまして、これはこの第5次設工認の補正申請の中で補正をさせていただく必要があると認識してございます。

今現在、我々、第4次設工認に関しまして最終的な補正の準備をしているというところでございます、その後、第5次設工認の申請後に3月11日、それから近々に、第4次設工認の補正を2回行うこととなりますので、この補正の中で行う内容につきましては、速やかに第5次設工認の補正申請に盛り込む必要があると認識してございます。

できるだけ速やかに、この第5次設工認の補正申請を行うことによりまして、できるだ

け早い新規制基準への適合を図っていくということに努めていきたいと考えているところでございます。

全体的な説明としては以上でございます。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

今、こちらのほうから御紹介したのは、ごく一部でございますので、それらの、こちらからのコメントを踏まえて、きちんとほかの設備・機器にも水平展開していただいて、その全体を点検して、第4次設工認の補正なり、第5次設工認の補正なりをしていただければと思います。

第5次設工認については修正がかなり多く発生するという認識で我々いますので、そちらのほうをきちんと出していただいた上で審査を進めていく予定でございますので、しっかりとした補正をよろしく願います。

それと、第5次の設工認を補正していただくに当たって、こちらからもう1点、お伝えしておきたい点がありますので、永井のほうから伝えさせていただきたいと思います。

○永井チーム員 原子力規制庁の永井です。

本日の審査会合資料ですと資料2の5ページからの記載に関してです。

まず、この中で5の4では、新規制基準への適合性に関して説明している冒頭にも記載しておりますけれども、加工事業変更許可に基づく設工認申請においては「試験研究用原子炉等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」ということで、令和2年9月30日付のペーパーが出ておりますけれども、これは当日の規制委員会資料にもなっております。

そこにも記載しているとおり、新たに設置する、その中に、新たに設置する規制対象施設に加えて、耐震設計であるとか火災の影響、それから溢水影響に係る入力条件の追加が生じる全ての構築物、系統、機器が認可申請の対象になりますということで記載されております。

この、本日の審査会合資料5ページで説明している状況を見ますと、これまでに確認した設工認申請書の添付書類2の添2の1-1、それから1-2で整理しているというふうに説明しておりますけれども、特に既認可の建物、構築物、設備機器で改造工事を伴わない設計については、申請書の中に記載されていない事例が数多く確認されております。

事業者として今後、先ほど、今、伊藤さんからも補正していくということで御説明ありましたが、今後、どのように取組をするかという点について、6ページの(2)です

ね、それから次の7ページ目の図2に、第5次設工認申請については加工事業変更許可申請書、それから技術基準に適合したものであるということで説明しておりますけれども、先ほどから確認されている申請漏れとか不適合について現状を踏まえて、どのようにそれに取り組んで補正申請をするという予定なのか、説明をしてください。

○原子燃料工業株式会社（伊藤室長） 原子燃料工業の伊藤でございます。

まず、既設設工認設備に対する設工認対象となるか否かの判断に関しましては、これは工事を伴わない既設設備でありましても、例えば技術基準等の基準の変更によって、それが設計変更につながるというようなものについては、これは設工認対象であるというふうに我々としても理解しております。

これまで、そのような考え方に立って整理を進めてきたつもりではございますが、第5次設工認申請におきましては、これは我々熊取事業所の操業再開前の最後の設工認申請であるということで、全ての設工認対象をこれに盛り込むという整理の中で、永井さんの御指摘のように、一部その記載の不十分な箇所があったというところは、確かに存在することは確認してございます。

そういったところを、次の補正では全て適正化した上で申請させていただくことにするというので取り組んでまいりたいと考えております。

そういった取組の中で、やはり漏れなく必要な申請を全て行うということが重要でございますので、我々、熊取事業所の中に存在している設工認とすべき対象設備、これは全て、まず把握した上で、これらに対して第5次設工認の中でどのように申請すべきかという整理をした上で、補正申請をさせていただくという取組をしているところでございます。

そういったところを改めて点検するというところで、次の補正におきましては、高い品質の申請をさせていただくというつもりで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○田中委員 よろしいですか、あと。

はい、どうぞ。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

補正の準備はきちんとやっていただければと思います。

その上で、今日の審査会合、説明資料のほうには記載されてございますけれども、新規制基準に基づく分割申請の最後になるというところで、さきに先行するMNFのほうでも説明、聞かれていたと思いますけれども、先行のMNFを参考に、原燃工のほうも同じような

最終段階で確認しなければいけないもの、申請すべきものは全部申請されているか、事業許可の基本的設計方針に基づいているか、先行されているものの既に認可を受けたものと齟齬が生じていないかというところの管理については、我々、中身を確認をしてございませうけれども、まずは申請書が整ってからの先の話でございますので、まずは補正申請書できちんと申請していただいた上で、この最後の確認の管理も適切に申請していただいて、我々、確認を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○原子燃料工業株式会社（伊藤室長） 原子燃料工業、伊藤でございます。

事業許可との整合、それから技術基準への適合、そして分割申請の中で全ての設工認対象設備が漏れなく申請されているか、こういった点について、しっかりした補正申請をするよう、我々としても取り組んでまいりたいと考えております。

我々としても、速やかにこういったところに対応できるよう、努めてまいりたいと思っております。どうぞ、引き続きよろしくお願ひいたします。

○田中委員 あとはよろしいですか。

じゃあ、ほかに議論がなければ私のほうから一言、申し述べたいと思っております。

第5次設工認申請書につきましては、既に多くの不備が確認されております。第4次設工認申請書で確認された記載の不備等を全て反映しているのかを含め、申請書全体を再点検し、補正をしてください。

また、本申請は新規制基準に適合した事業変更許可申請書に基づく設工認の分割申請のうち、最後の申請になりますので、事務局は、建物・構築物、及び機器・設備等に申請漏れがないことの確認も含め、本日の審査会合で確認しました最後の分割申請で確認する事項について、しっかりと事実確認を進めてください。

今後につきましては、また新たな論点等があれば、また議論をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2はこれで終了いたします。

また、ここで出席者の入れ替わりがありますので、少し中断いたします。

（休憩 原子燃料工業退室 リサイクル燃料貯蔵入室）

○山中委員 それでは、審査会合を再開いたします。

次の議題は、リサイクル燃料備蓄センター（RFS）設工認申請についてです。

今回の会合は新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用して実

施しております。

最初に、テレビ会議システムを利用した会合における注意事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

テレビ会議システムでの会合における注意事項について説明いたします。発言する場合には最初に所属と名前を言ってから発言してください。映像から発言者が特定できるように、必要に応じて挙手をしてから発言してください。それから、発言終了時には終了したことが分かるようにしてください。音声について聞き取れないところがあれば、遠慮せずにその旨を伝え、再度説明を求めてください。

注意事項は以上です。

○山中委員 本件は、今年の2月26日にRFSから、使用済み燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更認可申請がなされたものです。

本日は、前回審査会合、昨年12月23日において指摘した事項等を踏まえた事業者の対応内容や、設工認申請の内容について説明をお願いいたします。

それでは、資料に基づき説明をお願いいたします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵株式会社東京事務所の齊藤でございます。

それでは、資料3のリサイクル燃料備蓄センターの設工認申請について説明いたします。次、お願いします。

本日の御説明の内容でございますが、目次でございますように申請の経緯、それから申請の全体計画、申請の進め方を踏まえた申請書の組立、それから第1回申請の内容について御説明いたします。次、お願いします。

まず、設工認申請の経緯でございますが、設工認につきましては、2016年3月に変更認可申請を行っておりまして、それが審査中の状態でしたが、本年2月にその申請を取り下げ、新たに変更認可申請を行っております。次、お願いします。

前ページの申請の経緯で御説明いたしました取下げ再申請を行った理由でございますが、こちらは昨年の12月の審査会合でも説明いたしましたが、新規制基準への適合のために新設する設備、それから申請書の記載内容の変更が必要な設備など、大幅な申請内容変更が必要となるというふうなことでございましたので、一旦、審査中の変更申請を取り下げて、新たに変更申請を行うというふうなことにしております。次、お願いします。

こちらは、申請の進め方のほうですが、申請に当たりましては設置工事に必要な期間を考慮いたしまして、時間を要する電気設備を第1回目、その他の設備を第2回目と分割して申請をすることとしております。なお、申請に当たりましては、先行事業者の審査情報を入手したり、体制を強化するなどして、早期の申請に努めてございます。次、お願いします。

こちらは申請のスケジュールでございます。第1回目の申請は、先ほど申し上げましたように2月末に実施してございます。それで、審査をいただきまして2回目の申請につきましては、1回目の審査が終わりました後、速やかに申請できるように社内のほうで準備を進めてございます。次、お願いいたします。

次に、申請書の作成方針についてでございます。こちらは昨年9月にお示しいただきました審査の進め方を踏まえまして、先行事業者の申請書作成要領を参考にいたしまして、当社の設工認申請書作成要領を作成してございます。それで、下にあります記載方針①～④にございます方針、主要な事項の明確化、それから説明の合理化、それから第1回申請にて申請書の全体像を示すということ、それから基本設計方針の施設共通、個別施設、こういったことに分離して記載をするというようなことを示すことにより、適切に申請書を作成してございます。

次のページから、この方針に沿った申請書記載について御説明いたします。次、お願いします。

まず、記載方針①の主要な記載事項の明確化といたしましては、そちらの枠内でございます審査の進め方に従いまして、下にございますaからdの四つの具体的な対応、こちら網羅的な対象設備の抽出と申請書記載設備の整理、それから品質管理方針の明確化、それから一般産業用工業品の更新、交換等の基本方針の明確化、それから申請書の全体計画を踏まえた分割申請での記載事項の明確化というようなことを行ってございます。

次のページから、それぞれについて具体的に説明いたしたいと思っております。次、お願いします。

申請書の対象設備の網羅的な抽出と申請書記載設備の整理の方針といたしましては、ここがございますように施設を構成する全設備を、技術基準規則の要求との関係性から、申請対象設備の事業変更許可との整合性、それから技術基準規則の各条項との対応を明確化するというところでございますが、下に示してありますような手順1～4のとおり、図面により対象設備を抽出いたしまして、色塗りにて確認を行ってございます。

次に、その右下の枠にございますように、分類の記号を明確化して、設工認対象となる設備の重要度の分類につきまして、次のページに示しております施設と条文の対比一覧表に整理してございます。次、お願いします。

こちらにございますのが、前のページにて手順を示しておりましたが、そちらを図で示したものでございます。右の図のように設備の図書に従って設備を抽出して、それを色塗りしてございます。それで、抽出した対象設備について、左の表の縦軸のほうに記載をいたしまして、その右の欄にございます、こちらちょっと字が小さくて申し訳ございませんが、こちらに技術基準規則の各条項がございまして、これらとの関連の程度によりまして申請書の記載事項を決めております。

例えば技術基準規則の本文に直接該当するようなものにつきましては、基本設計方針や設計仕様のほうに記載して、それを添付にて根拠を説明する。あるいは、間接的に該当するようなものにつきましては、基本設計方針や添付書類に記載するといったように、基本設計方針、それから設計仕様、添付に記載する旨を整理してございます。次、お願いします。

ここからは品質管理方針の明確化についての説明でございしますが、このページでは設計及び工事に係る品質マネジメントシステムにより、設工認の品質管理を行う旨、記載してございます。次、お願いします。

このページは、プロセスの概要と文書体系の図を記載してございます。こちら割愛させていただきます。次、お願いします。

このページでは、品質保証規程を採用した経緯と今後の補正申請について記載してございます。大変文字が小さくて恐縮でございしますが、こちらの一つ目と二つ目のポツのところでございますが、昨年4月に施行されました品管規則、こちらを踏まえまして、事業変更許可、それから保安規定の認可を頂いております。頂いておりますが保安規定の施行につきましては4月1日を予定してございます。したがって、三つ目のポチにございますように、設工認につきましては2月に申請してございますので、こちらは昨年4月に施行されました品管規則の前のJEAC4111及び、使用済み燃料貯蔵施設に係る使用済み燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法、及びその検査のための組織の技術基準に関する規則に基づきまして制定しました品質保証規程の改訂24で整備をしてございます。

しかし、その下のなお書きにございますように、検査の独立性、あるいは一般産業用工業品の扱いといった、このようなことに関する品管規則の改正の内容を踏まえて、現行の

申請書を作成してございます。

なお、保安規定の施行、4月以降の施行に合わせまして改訂される品質保証規程の改訂25、こちらに整合するように、後ほど設工認の補正を行うこととしております。次、お願いいたします。

こちらは、一般産業用工業品の更新や交換等の基本方針の明確化について記載してございます。こちらは、下にございますように、設計、それから施設管理の基本方針を明確化することとしてございます。しかし、申請書への具体的な記載が現行の申請書のほうに記載されていないということがありますので、こちらは今後、申請書を補正するということが対応させていただきたいと考えております。次、お願いいたします。

こちらは申請の全体計画を踏まえた分割申請における説明事項の明確化について記載してございます。こちら、下のa～cにございますように、第1回申請書への記載の考え方、それからその下にありますように第2回申請での説明事項につきまして、右の表のように整理をしまして、分割して申請書に記載を行ってございます。次、お願いいたします。

こちらは、第1回申請における記載事項の御説明でございます。第1回申請の電気設備の記載事項につきましては、a.の個別の技術基準要求といたしまして、電気設備の設計の様子が技術基準のほうに適合すること。それから、b.にございますように、施設共通の技術基準要求といたしまして、電気設備の設計に当たって考慮すべき施設共通の技術基準に対する入力条件の整理と評価結果。それからc.の全ての設備に関する施設共通の技術基準要求に対する基本設計方針、こちらを記載するというふうなことにしてございます。次、お願いいたします。

次に、記載方針の2番目の説明の合理化について、これから記載してございますが、こちらにつきましては枠内にございます丸が三つついておりますが、これらの基本方針に対しまして、具体的な対応として下のe、f、gとして整理をしてございます。e項につきましては、設計の説明について類型化するという事。それからf項につきましては、設備の重要度に応じた申請書の記載、それからgといたしまして、設計を類型化または工事計画を標準化した申請書の記載ということで整理をしてございます。次、お願いいたします。

こちら、申請の対象設備につきましては、左に示しますようなフローにより、記載の制度の分類を行ってございます。それを右の表のように示すように、申請書への記載の程度を整理してございます。今回、申請しました電気設備につきましては、この赤字で示すフローとなつてございまして、こちらグループ②-2というところに整理されてございます。

これを右の表に照らし合わせますと、基本設計方針、それから設計仕様、添付にそれぞれ必要な項目を記載するというふうなことで申請書のほうに記載してございます。次、お願いいたします。

ここでは、耐震の設計の類型化、または工事計画の標準化について記載してございます。左のフロー図につきましては、こちらは電気設備の工事の方法の標準化の例でございます。それから、右の図につきましては、次回申請を予定してございます金属キャスクに関する工事方法の標準化の例でございます。このように、工事計画の類似性を踏まえて工事の方法を標準化するという事などで、申請書の記載の合理化を行ってございます。

それから、電気設備につきましては、上の二つ目のポチにございますように、耐震Cクラスでございますが、Cクラスの設計方針を類型化いたしまして、申請書に記載をしてございます。次、お願いいたします。

こちらは、記載方針の③と④というふうなことで、第1回の申請におきまして申請項目の全体像を示すということ。それから、先行事業者の申請書の構成を踏まえて、効率的に審査が進められるように、申請書の記載を行っている旨が、図により記載されております。こちらについての詳細はちょっと割愛させていただきたいと思っております。次、お願いいたします。

ここからは、第1回申請の内容について記載してございます。今回申請する電気設備の申請内容につきましては、炉規制法にある認可要件の事業許可との整合性、それから技術基準への適合性、これらを満足することを次のページ以降で説明を行ってまいりたいと思っております。次、お願いいたします。

申請対象設備の施設区分と構成につきましては、電気設備につきましては、下の左の表にございますように、その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設のうちの予備電源等に分類されております。構成につきましては、外部電源系統から受電する6.6kVの常用母線、それから変圧器、それを各負荷へ電気を供給する各常用母線、それからケーブル等から構成されております。次、お願いいたします。

今回の申請対象設備でございますが、こちらにつきましては、無停電の電源装置、それから電源車、地下式の軽油貯蔵タンク、それから共用無停電電源装置でございます。こちらにつきましては、下の左の図のような構内配置となっておりまして、それぞれの設備がこのように配置されてございます。次、お願いいたします。

こちらにつきましては、事業変更許可申請書との整合性につきまして、このページから3ページにわたって示してございます。こちらにつきましては、事業変更許可申請書の記

載に対しまして、設工認の申請書における基本設計方針が整合していることを比較表の形で示してございます。こちら、ちょっと詳細な内容については時間の関係で割愛させていただきます。

23ページ、24ページも同様に、整合性について説明してございますので飛ばしまして、25ページに移りたいと思います。25ページは、技術基準規則への適合性でございますが、電気設備につきましては、その枠でございますように、第二十三条の予備電源が該当いたします。それを適合している旨につきまして、設計仕様及びこの下にありますような添付の15、これは電気設備に関する説明書、それから添付16-6、こちらにつきましては設定根拠に関する説明書、それから添付18-3、単線結線図、こちらにおいて記載しております技術基準への適合性を説明してございます。次、お願いします。

ここでは、技術基準への適合性について、本文と添付の展開につきまして、このページでは無停電電源装置の容量について示した例を示してございます。まず、右側のほう、添付15におきまして、無停電電源装置の負荷について記載してございまして、それに対して真ん中の添付16-6におきまして、その負荷容量について示してございます。それで、別添2の設計仕様、一番左側ですが、こちらの設計仕様のほうに記載した無停電電源装置の容量が技術基準の要求に適合しているというふうないった旨を展開して記載してございます。次、お願いします。

このページは同様に、電源車の燃料補給用の軽油貯蔵タンクの容量に関して、同じように記載の例を示してございます。こちらも添付15～添付16-6、それから別添の2にて容量の妥当性を示してございます。次、お願いします。

最後に、電気設備の設計に当たって考慮すべき施設共通の技術基準につきまして、その適合性を添付にて記載している旨の説明でございます。電気設備につきましては、第七条の地震による損傷の防止、それから第八条津波による損傷の防止、第九条外部からの衝撃による損傷の防止、第十二条火災等による損傷の防止、それから第十三条安全機能を有する施設、こちらが電気設備に対する施設共通の技術基準に該当いたします。

それぞれ、それに対する説明を添付資料3の各添付において、適合性に関する説明を行うというふうなことで記載してございます。内容については、時間の関係で割愛させていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。質問、コメント、ございますか。

○石井チーム員 原子力規制庁の石井です。

まず、内容に入る前にスケジュール管理という観点から指摘させていただきたいと思うんですけども、RFSは許可の審査の際から、早くしてほしいというような要望があったにも関わらず、適切な対応が取れていなかった状況があります。

設工認も同様に、昨年末の審査会合で1月末頃というふうな形で説明したにもかかわらず、実際の申請が2月末の申請になった状況になっています。

それから、12月の段階で1か月後に申請をすると説明したからには、その時点で既に見通しがあったと考えますが、工程管理が適切にできていないのではないかとこのように考えています。

また、申請を早くしろというわけではないんですけども、QMSの観点から工程管理、申請書の質の管理等が十分にできていない可能性が考えられます。

先ほどの説明の3ページにも、そちらで申請書の信頼性を向上させるために体制を強化するとか、設工認の申請を効率的に進めるために先行事業者と連携を強化するというふうにはうたっているんですけども、実際にそのようなことが適切に行われているかというのは、ちょっとこちらでは判断できないような状況です。

なので、今後の説明をしっかりとやる上でも、次の申請に向けて、さらなるしっかりした体制を整えて審査が効率的に進むようにしてもらいたいというふうに考えています。

○山中委員 いかがですか。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。御指摘、拝承いたしました。

昨年の審査会合におきまして、申請の目標を1月末目標としてございましたが、こちら、分割申請した場合にも初回に全体像を示す、あるいは類型化等により効率的な申請書の作成を行うといったことの検討に時間を要してしまったというふうなことで、こういったことが主な要因になってございまして、こちらについては反省してございます。

それから、体制の強化につきましては、こちら本社の保全部門に設工認を担当する保全担当を発令いたしまして、そちらを専属としてございます。それから、12月の説明にはございませんでしたが、東京事務所に設工認の担当の管理職を1名、増強してございます。

そういったことで体制の強化も図りましてやったことではございますが、結果として遅れてしまったというふうなことで、こちらについては次の申請ではそのようなことがないように対応を準備をいたしてまいりたいと思います。

それから、先行事業者との状況の確認、共有ということですが、こちら、先行事業者でございます原燃さん等との情報を入手しながらやってはございましたが、結果として少し時間を要してしまったというふうなことで、こちらの共有についても、さらに進めてまいりまして、2回目の申請に反映していきたいと思っております。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

今の説明は、まず、全然納得ができないというより、言い訳にもなっていませんよねということなんですけれども、言い訳は、もう要らないです。結果的に、先ほど冒頭に「拝承しました」ということは、全然できていなかったことを自ら認めたわけですから、ここで説明していただきたいのは、次回、ちゃんとできるために何をやるんだと。何を改善するんだというところを説明しなければ、根拠がないわけですから次回もまた同じことになりかねないと。

既に結局同じことを許可の段階からしてきているのに、いまだに改善ができていないということを我々が指摘したわけですよ。なのに、次回、また頑張りますといっても、何の根拠にもなっていませんよねということなので、しっかり、だから何を改善すべきかというふうに考えているかについて説明をしていただきたいと思います。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。

先ほどの御説明で、体制の強化、それから先行事業者との連携の強化というふうなことで御説明いたしました。先行事業者との連携につきましては、メール、それから内容の確認、電話等でやりましたが、こちら、会議あるいはそちらに赴くなどして、さらに状況のほうの確認をします。

それから、第1回目の申請に当たりまして、いろいろ手戻りをしたところにつきましては、具体的にこちらの状況を整理して第2回目の申請について反映してございまして、こちらの準備をしておりますので、そのようなことがないように対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○山形チーム長 すみません。規制庁の山形ですけど、我々の今の質問に対して正直、齋藤さんがお答えになるというのはかわいそうだなという気がしますよね。

別室で見ている取締役たちは、一体何を考えているんですか。

それと、そもそもこれは御社の社長が原子力規制委員会臨時会議に来られて、審査を早くしてくれと、審査のやり方がおかしいんじゃないかという問題提起をされて、我々は普通はしないんですけれども、こうしたほうが早く審査は進みますよというようなことまで言って早くしてきているんですよ。

これ、去年も相当強く苦言したつもりなんです。できていない状況で審査会合をやるというのに、何で責任者たる社長も出てないんですか。何万人の大企業じゃないですよ。そんな大きな企業じゃないですよ。

直接そういうふうにしてくれと言われた方は、できなかつたということに対して、ここで何の釈明がないというのは、一体どういう方なんです。非常に不誠実です。

ここの場で、答えられる方はおられないですよ。一体どうなっているんですか。

正直言って、今、ここにおられる方にこういうことを発言するのは、正直かわいそうだとは思っているんですけれども、この非常に不誠実な態度に対して、我々はちょっとあきれ返っているという状況でございます。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（赤坂センター長） すみません。センター長の赤坂です。

社長の不在の件、大変申し訳ございません。また、工程も遅れて申し訳ございませんでした。

私ども、先ほど齊藤が説明しているとおり、第1回申請、遅れましたけど、その経験を踏まえてPDCAを回して、第2回はしっかりやっていくと。特に一回でできなかつたところ、マニュアルとか作成して充実させましたので、そこは反映して、しっかりできてくると考えていますので、2回についてはしっかりやっていきたいなと思ってございます。

大変、すみませんでした。以上です。

○山中委員 これ以上は仕方がないかなと思いますので。

そのほか、質問、コメントございますか。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

ちょっと各論のコメントに移ります。

昨年9月30日に原子力規制委員会の委員会決定しました核燃料施設に係る設工認審査の考え方のペーパーに基づいて、ちょっと気づいた点をコメントいたします。

まず、1点目ですが、設工認の対象設備の抽出に関してです。申請された内容を見ますと、津波発生時の代替測定器ですとか、可搬型サーベイ機器というのが、今回のその設工認対象設備に抽出されていないというか、その書面上、見える形になっておりません。

この点に関しては、許可との整合の観点から適切にこういった設備も抽出すべきであると考えております。

今回説明いただきたい点としましては、なぜ、こうした設備が漏れているのか。また、ほかにもこういった漏れがないかということの確認について、どのような対応をするのかという、この2点について説明をお願いします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（白井（功）部長） リサイクル燃料貯蔵の白井です。むつ本社の白井です。

代替計測で用います計測器、そして放射線のサーベイメーター等につきましては、第2回申請にあります計測制御系統施設、あるいは放射線管理施設の中で申請をするということと考えてございます。

以上です。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

その考え方は今の説明で分かったんですが、少なくとも、今回申請内容を受けた中の設備としては、備考欄とか機器の設備とか、何らその辺の記載はないので、その辺りが全く見えていないという状況です。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（白井（功）部長） むつ本社の白井です。

1回目の申請で全体の概要を示すという中で、この記載が漏れていたことにつきましては、我々のほうの落ち度であったと思います。申し訳ございませんでした。

以上です。

○石井チーム員 今の関連で、尾崎のほうの二つ目の。

今後、ほかにもないかというものの確認は、引き続きどういうふうに行うのかというのは、現状できちんと整理されているのでしょうか。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（杉山貯蔵保全担当） RFSです。むつの杉山です。

今後の設備、機器の網羅性という話で言いますと、記載がされています設備図書のほうの依頼、色塗り、それから現場の確認を行いまして、設備を抽出していきたいと思います。

もちろん事業許可に記載されている内容からも漏れがないことを確認していきたいというふうには思っています。

以上です。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

今後、適切に審査を進める中で、補足説明資料等を備えてきちんと整理した上で、今後、

きちんとどういうものを上げなきゃいけないかというのを、もう一度きちんと整理していただくように、よろしくお願いします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（杉山貯蔵保全担当） RFSむつの杉山です。

拝承いたしました。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

続いて二つ目のコメントですが、次は技術基準への適合性の観点からのコメントです。今回の申請内容の添付資料3の中で一覧表がありまして、設工認対象設備の技術基準適合性を整理されていますが、この中で、例えば金属キャスクに対する地震に係る基準への適合性ですとか、貯蔵架台に対する安全機能に関する基準への適合性について、適切な整理が行われていないと考えています。

これについて説明いただきたい点としまして、なぜ、こういった適切な整理ができていなかったのか。また、ほかにもこういった同様な不整合がないかなど、必要な確認に対してどのような対応をすべきかということに関して説明をお願いいたします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（白井（茂）部長） リサイクル燃料貯蔵、東京事務所の白井でございます。

今、御指摘にありました金属キャスクと貯蔵架台のところにつきまして不備があるというところの御指摘いただきまして、私どもも確認しまして適切じゃなかったなということを確認しております。

そういう意味で、私どもも、そこにつきましてはチェック不足だというふうに認識しておりますので、同じようなチェックミスがないかというところを確認させていただきまして、今後の資料に反映させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

承知いたしました。

今後の説明で、そういった改めて整理いただいた内容を説明いただきたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

また、もう一つ、ポイントなんですけれども、一般産業用工業品の更新等に関連しまし

て、今回の申請対象の電気設備の大半は一般産業用工業品だと考えているんですけれども、更新や交換は行わないのかということで、一方で、先ほどのプレゼンの中にもあったとおり、更新などを行うなら、きちんと基本設計方針や工事の方法に、更新、交換等に係る基本方針を提示すべきと考えておりますが、どう考えていたのか。

もし、プレゼンにもあった記載漏れであるなら、なぜ、こんなミスが、簡単なミスが起こってしまうのかというのを、ちょっと御説明いただければと思います。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（白井（功）部長） むつ本社の白井です。

本日の配付した資料の12ページ目にございますように、一般産業用工業品につきましては、まず、その採用等につきましては、機能や影響等を考えて採用するという事で考えております。

交換等につきましては、施設管理の考え方の中できちんと、施設管理の中で交換をするということで考えてございました。今回、9月30日のペーパーの中でそういった交換等の方針を記載すべしといったところについて抜けて、今回の申請から抜けてしまったということにつきましては、申し訳なく思っております。

通常の、施設管理の中で、ほかの施設との特に交換等に当たって、区別はないというふうに考えておりましたので、そういったことであっても特別な記載を今回しなくてはいけないといったところの配慮が抜けていたといったことが、記載が漏れてしまった原因というふうに考えてございます。申し訳ありませんでした。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（杉山貯蔵保全担当） RFSむつの杉山です。補足いたします。

9月30日のペーパーで、ちょっとこちらのほうを読み違えてしまったというのが現状です。一般産業用工業品を交換するときに、そのときにもう一度設工認を出せばいいということで、基本設計方針は、この段階で必要ないというふうに誤解をしてしまったというのが現状です。

以上です。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

誤解が生じたというふうなことをおっしゃっていますが、行政相談等においてもきちんと相談を受けている中で、その誤解を、きちんと確認が漏れてしまったのかなというふうに思っています。

なので、今後申請を行う上でもきちんと、そちらの中でも確認をできる体制、それから

ということが妥当なのかというのを判断ができる体制を、きちんと構築していただきたいなというふうに考えています。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（杉山貯蔵保全担当） RFSむつの杉山です。

拝承いたしました。

○山中委員 そのほか、いかがでしょう。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

ここの段階で、総じて一回まとめさせてもらいますと、12月の段階で1か月後に申請すると説明されていて、それが2月末になって、十分な時間があつたと思いますけれども、対象機器の抽出とか基準への適合等の基本的な部分でミスが見つかって、発見されていると。

それから、そういう中で合理的な審査を進める上で、質の高い申請書を今後きちんと準備してもらう必要があるというふうに考えています。

チェック体制というふうに簡単に言いますが、どういうふうにチェック体制をするのかというのをきちんと構築して、今後はきちんと臨んでもらいたいというふうに考えています。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） RFS東京事務所、齊藤でございます。

拝承いたしました。

チェック体制の構築につきましても改めて確認いたしまして、ミスのない申請書、質の高い申請書を作れるように対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川ですけれども。

先ほどから拝承とかと言っているんだけど、全然響かないというふうに思っています。今日の説明資料の中で、今指摘した事項というのは、ちゃんとやっていますふうに説明があつたわけですね。だから、全て、まずしっかり対象設備を明確にしてくださいというのも、これは日本原燃のそういう関係でもずっとお伝えして、これは皆さんが参考としている人たちだと思うんですけど、そういう中でも言っていますし、皆さんは、そもそも対象設備なんていうのは目で見て分かるぐらいの数しかない中に、そういう見落としが発生していたり、当たり前の基準適合の部分が抜けているとか、それから、今日の説明でもあつた一般産業機器のやつでも、6ページに書いてあつて、皆さんのために何度も何度も同じ設備を申請しなくてもいいように、交換の話を書いて、それを勘違いしてしまったとい

うんでしたらば、何度も何度も出していただければ結構ですけれども、そういったところで自ら、こういうふうに組み立てて申請書を作りましたというふうな説明を受けたにも関わらず、中身と全然異なっているじゃないですか。

だから、次からこんな説明をしてほしくないんですよ。そのくらい、質が低いということですよ。

それで、単純に体制、チェック体制をちゃんと整えてやってくださいねと、我々、それぐらいしか言いようがないですけれども、相当深刻な状態にあるんだというふうに思っています。

ただし、ここの設備というのは非常にシンプルなものなんで、しっかりちゃんとやればできる、見落としなんかもなくできる、もう、片手ぐらいで、両手ぐらいの数しか実質的にはないわけで、そのレベルも津波の対津波設計みたいなところを除けば、そんなに難しい話があるところでもないので、しっかりちゃんとやればできるのではないかなというふうには思っているんですけれども、それすらも、今日の説明だとできていないし、申請書が、もうそういうふうな、特に今回は電気設備の、物すごく簡単な中でできていないというところでは、やっぱり重く受け止めていただきたいというふうに思っています。

ただ、拝承ぐらいでは、我々は納得いかないし、次からの説明も含めて、そういう中でしっかり立て直してやったんだということを、結果として見せていただきたいというふうに思います。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（赤坂センター長） センター長の赤坂です。

今の御指摘を踏まえまして、しっかり東京本社一体となって、全力で取り組みたいと思います。これから補足説明資料なり、補正なり、第2回の申請がございます。それに向けた、ミスのないように全力で取り組みたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○尾崎チーム員 原子力規制庁の尾崎です。

品質管理についてコメントいたします。許可の段階においては、昨年4月に制定されました新QMS体系に基づいて品質マネジメントシステムに関する申請が行われております。これに関しては、昨年9月にRFSの保安規定を認可したところです。

したがって、今回の設工認でも、その新QMSの体系の下で申請書の作成も含めてなされるべきところであると考えておりますが、今回のパワーポイントの11ページのように、

今回の申請ではそれがなされていないということですが、その理由はなぜかということについて御説明をお願いします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（石毛主任） RFS、石毛です。すみません。その件について御説明させていただきます。

9月段階で建設段階の保安規定、認可されましたが、すみません。そのサブとなる二次マニュアルのほうが、すみません。準備が手間取りまして、その目途が立つ4月1日まで建設段階の保安規定の施行が間に合いませんでした。

説明は以上になります。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

この件は設工認とすごく密接にというわけではないんですけども、いずれにしろ、これ、新規制基準の適合性審査を受けた後に、9月に関連する保安規定を認可しているわけですね。なのに、それが、下部規定が間に合いませんとかっていう、そもそも、社としてどういう管理をされているんですかというところが、物すごく問題。

で、もう、今、3月の下旬に差しかかっているんで、すぐに施行しろよということで4月1日からやるんですけど、何かやっぱりおかしいと、自ら思いませんか。

9月に認可した保安規定を4月に施行するなんていう事業者は、どこにもいないと思いますよ。だから、そういう考えが、そもそもちょっとおかしいんじゃないかと。

先ほど来、言っているいろんなところのチェックも含めて、核燃料物質を今、取り扱っていないから直ちに安全上ということではないんですけども、やっぱりそういうところをしっかりとやっていかないと、何かゆるゆるな感じが透けて見えているんですけども、大丈夫ですか。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（赤坂センター長） すみません。センターの赤坂です。

スケジュール管理が悪くて申し訳ございませんでした。

先ほどから、設工認に対してもスケジュール管理、いっぱい御指摘いただいていますけど、今回、設工認を出すというところが先に来てしまったもので、こういう結果になってしまいました。

しっかり、今後設工認、保安規定も併せてスケジュール管理をやっていきたいと思いません。

以上です。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

具体的な指摘なんですけれども、既認可からの変更点の明確化という観点から、基本設計方針に係る申請内容において、既認可申請からの変更点分かるような記載になっていない状況です。

今後、補足説明とか行われる、してもらう形になると思いますけれども、きちんと説明時においてそれが分かるような資料を準備して、説明いただく必要があるというふうに考えています。

先行している原燃さんとかとも情報をきちんと共有して、そちらでも同様の議論が行われていますので、そこはしっかりとした内容を把握した上で、チェックも行って、きちんと説明していただきたいというふうに考えています。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵東京事務所、齊藤でございます。

既工認との変更点につきまして、原燃さんの状況を今確認してございまして、これをもって補足説明資料で、きっちり説明させていただきたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

今のポイントなんですけれども、原燃の資料を完全に真似する必要はないと思うんですけれども、きちんとRFSとしてどういうふうに整理を行って、どういうロジックで説明をするのかというのを整理した上で、補足説明をして、説明を受けたいなというふうに考えていますので、全部が全部、真似をして作ってしまうと、それはそれで原燃の中でも指摘されている部分が変に反映されてしまう部分があると思いますので、まずはそこは参考にして、RFSとしてきちんと整理をしていただきたいなというふうに考えます。よろしくお願ひします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） RFS東京、齊藤でございます。

拝承いたしました。

原燃さんには、そちらの考え方も含めて確認を行っているところでございますので、それを踏まえて、RFSとしての考え方を整理した上で、御説明したいと思います。ありがとうございます。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

ここで全体を通してなんですけれども、他の事業者で問題ともなっているんですけども、同じようなことにならないように、今後の説明に当たってはきちんとその説明のロジックをRFSとして整理し、それに必要な根拠データをきちんと示して、スムーズな審査ができるように、あらかじめしっかり準備をして説明していただきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（齊藤設工認担当） RFS東京、齊藤でございます。

御指摘の件、拝承いたしました。今後の対応をしっかりとまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山中委員 よろしいですか。

そのほか、よろしいですか。

私のほうから最後をお願いをしたいことが何点かございます。

まず、スケジュール管理、あるいは申請内容については、原子力に関わる企業として、いま一度、緊張感を持って取り組んでいただくようお願いいたします。許可の段階から同じようなことを繰り返しておられるというのは、非常に委員としても、担当させていただいている委員としても情けない話だなというふうに感じざるを得ませんので。

この点については、再度、見直していただいて、取り組んでいただくという方向でお願いをいたします。内容については繰り返しいたしません、設工認の審査、これ始まったばかりですけれども、今後の説明に当たっては説明のロジックを整理をしていただいて、説明すべき事項、論点を抽出しながら審査が進められるように検討準備を十分にして、説明を進めていただきたいと思います。

また、RFSが計画どおりに審査を進めるためには、審査官からも指摘がありましたように、質の高い申請書を準備をしていただく必要があります。次回の申請に当たっては、必要な体制を整えていただいて対応していただきたいと思います。

事業者から、いかがですか。何か決意のほどを聞かせていただけますか。

○リサイクル燃料貯蔵株式会社（赤坂センター長） センター長の赤坂です。

今、御指摘いただいた内容、しっかり心に留めて対応していきたいと思います。

今後とも、よろしくをお願いします。以上です。

○山中委員 そのほか、何か確認しておきたいことはございますか。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、RFSの設工認の審査会合を終了いたします。